8高水企財第652号

公　　告

電子入札による事後審査型制限付き一般競争入札を次のとおり行うので、高知市上下水道事業契約規程(昭和47年水道局規程第２号)により準用する高知市契約規則（昭和40年規則第４号）第５条の規定に基づき公告する。

令和８年11月12日

高知市上下水道事業管理者　林　充

１　入札に付する事項

⑴ 工 事 名　　瀬戸水再生センター場内雨水ポンプ場沈砂池設備長寿命化工事

⑵ 工事場所　　高知市　瀬戸一丁目１番25号

⑶ 工事概要

し渣スキップホイスト
　揚程11,500㎜×2.2ｋＷ×200Ｖ×60Ｈｚ　　１　台
し渣ホッパ
　容量:10㎥×1.5ｋＷ×220Ｖ×60Ｈｚ　　１　台

ア	準備工	１　式
イ	現場工	１　式
ウ	塗装工	１　式
エ	試運転調整工	１　式
オ	後片付け、清掃	１　式

⑷ 工事期間　　契約締結の翌日から令和９年３月15日まで

⑸ 予定価格　　事後公表

⑹ 最低制限価格　　有（事後公表）
【計算式】機器費の90.7%＋直接工事費の97%＋共通仮設費の90%＋(現場管理費＋据付間接費)の90%＋一般管理費等の68%
＊設定範囲及び端数処理については、上下水道局企画財務課ホームページ内（入札・契約制度）を参照のこと。

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項その他入札に関する事項

別紙のとおり

別紙

1　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加形態	単体
地域要件	高知市内に主たる営業所（本社）を有する者
業　　種	機械器具設置工事
格付け等級	公告日時点における格付け等級がＢ級、Ａ級又はＣ級の者（ただし、Ｃ級については、公告日時点の格付けにかかる年間平均完工高が 1,200 万円以上の者に限る。）
許可区分	特定又は一般
施工実績	高知市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）の規定の外、次の要件を満たす工事の実績を有する者（※工事施工証明書等要） ・上下水道施設（終末処理場、浄水場、ポンプ場等）、揚排水機場又は清掃施設（ごみ処理、し尿処理施設等）における機械器具設置工事
配置技術者	実施要領の規定の外、次の要件を満たす技術者を配置することができる者 ・建設業法第 26 条の規定による主任技術者又は監理技術者として従事するための資格要件を満たす者。なお、製作（手配）期間と据付工事期間は、別の技術者の申請も可とする。
手持工事	手持ち工事の状況による条件は設定しない

2　参加申請・入札日程等

参 加 申 請	実施要領第７項の規定に基づき、入札に参加を希望する者は**入札書提出期限までに入札書類を提出することで参加意思を示すものとする。**	
設計図書の閲覧	期　　間	令和８年 11 月 12 日９時 00 分から入札書提出期限まで
	場　　所	高知市上下水道局３階企画財務課
電子データの閲覧	期　　間	令和８年 11 月 12 日から令和８年 12 月２日まで
	場　　所	高知市上下水道局企画財務課ホームページ
質疑の受付回答	受付期間	令和８年 11 月 12 日９時 00 分から令和８年 11 月 19 日 16 時 30 分まで
	場　　所	高知市上下水道局３階企画財務課
	提出方法	ＦＡＸ又は持参によること（郵送は認めない）
	回答時期	令和８年 11 月 25 日
	回答方法	回答日から入札書の提出締切日まで高知市上下水道局３階企画財務課において閲覧に付するとともに、高知市上下水道局企画財務課ホームページに掲載する。

入札方法等	本工事は高知市上下水道局電子入札運用基準に基づき、高知市電子入札システムで行う。	
	提出書類	1 入札書（電子入札システムにより入力） 2 工事費内訳書
	提出書類受付期間	令和８年 11 月 26 日 ８時 00 分から 令和８年 11 月 30 日 17 時 00 分まで **※質疑回答を確認の上、提出すること。**
開札	開札予定日時	令和８年 12 月１日 10 時 30 分
	開札場所	高知市上下水道局３階企画財務課
確認書類の提出	提出期限	提出を求められた日から起算して２日以内（閉庁日を除く）
	場所	高知市上下水道局３階企画財務課
	提出書類	入札資格要件確認書 **開札後速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと。**
	提出方法	持参、ＦＡＸ又はメールによること（郵送は認めない。）
落札決定	確認書が提出された日から起算して２日以内（閉庁日を除く）に落札者を決定	
契約の保証	必要	
契約条項を示す場所	高知市上下水道局３階企画財務課	

3　その他

(1) 入札参加者は、「高知市上下水道局建設工事等競争入札心得（電子入札用）」（令和６年８月 26 日改正）及び高知市上下水道局電子入札運用基準（令和６年４月１日改正）を遵守すること。

(2) 入札参加手続きを行った者の間において、実施要領第４項第６号又は第７号に該当する場合は、入札参加資格を認めない。また、開札後、同号に該当する事実が判明した場合は、その者の入札を失格とする。

(3) 開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内での入札者がいない場合は、高知市上下水道局電子入札運用基準第 13 条第３項の規定に基づき、本工事の開札手続終了後、再度入札を行う。再度入札を行う場合は、その旨を入札参加資格者に電子入札システムにより（紙入札者が参加する入札においては電子入札システム以外のその他適切な手段による）通知する。

(4) 落札候補者が提出期限までに入札資格要件確認書を提出しないとき、又は入札参加資格を有しないと認められる場合は、失格とする。

(5) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して 10 日以内に契約を締結すること。また、電子契約を希望する場合は、落札決定後、「電子契約利用承諾書」を電子メールにより提出すること。

(6) 落札決定から契約を締結するまでの間に、落札者が次に掲げる要件のいずれかに該当する者となったときは、落札決定を取り消すことがある。

ア　実施要領第４項第１号、第２号、第４号又は第５号のいずれかの要件を満たさなくなったとき。

イ　高知市競争入札指名停止措置要綱（平成６年７月１日制定）（以下「指名停止要綱」という。）の規定により高知市上下水道局から指名停止又は指名回避等の措置を受けたとき。
ウ　指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。
エ　建設業法第 28 条第３項又は第５項の規定による営業停止処分を受けたとき。
オ　その他の事由により入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

(7) 本工事の入札及び契約に関する提出書類に虚偽の記載があることが判明したときは、契約を解除することがある。

(8) 落札者は、契約締結までに平成 23 年 12 月 26 日付「独占禁止法の遵守に係る誓約書の提出について（高知市上下水道局）」の中の誓約書（別記様式１）を提出すること。これがない場合は契約を辞退したものとみなし契約を締結しない。

(9) 落札者は、建設業法第 20 条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から契約締結までに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

(10) 受注者は、契約締結時に、中間前金払又は部分払による何れかを選択することとし、契約締結後の変更は認めない。

(11) **本工事は、高知市上下水道局「週休２日制工事」実施要領における週休２日制工事（月単位）である。**

(12) その他の条件については、実施要領に示すとおり。

４　担当部署

高知市上下水道局企画財務課契約担当
住所　高知市針木北一丁目 15 番 20 号（高知市上下水道局３階）
電話　088-821-9208　　ＦＡＸ　088-843-6523